

発議第 14 号

熊本市政治倫理条例の一部改正について

地方自治法第 112 条及び熊本市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により、
熊本市政治倫理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 27 年 7 月 3 日提出

熊本市議会議員	澤 田 昌 作
同	田 尻 将 博
同	江 藤 正 行
同	坂 田 誠 二
同	津 田 征 士 郎
同	原 口 亮 志
同	高 本 一 臣
同	上 田 芳 裕
同	西 岡 誠 也
同	藤 永 弘
同	井 本 正 広
同	田 尻 清 輝
同	上 野 美 恵 子

熊本市議会議長 満 永 寿 博 様

熊本市政治倫理条例の一部を改正する条例

熊本市政治倫理条例（平成２年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第３条中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

- (4) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又は市の職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

政治倫理基準を追加するため、所要の改正を行うものである。